

子供をもつかどうかは、どこまで個人の自由なのか

大内伸哉

ここでは、政府が少子化対策をすることの適否について、子供をもつかどうかがどこまで個人の自由なのか、という観点から少し考察したい。

まず、子供をもつかどうかが、法的な意味で、そのカップルにとって自由に選択できることがらであるということについては、ほぼ異論がないであろう。憲法上、個人には幸福追求権があり、自己決定権もある（憲法13条）。子供をもつかどうかは、結婚するかどうかなどと同様、個人の決定にゆだねられていることであり、国家はそれに介入してはならない。憲法24条2項は、家族に関する事項について、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない、と規定している。したがって、もし少子化対策として、避妊を禁止するような法律が制定されれば、違憲と判断されるであろう。

憲法が、政府に対して、家族政策のあり方について価値中立的であることまで要請しているかどうかははっきりしない。ただ実際に政府は、結婚や子供に関することがらが、個人の価値観にゆだねられた問題であるということを原則論としては否定していないようである。とはいえ、政府が少子化対策を行おうとすること自体、価値中立的でないともいえる。少子化対策とは、個人が子供をもつ方向へと誘導することをねらいとした政策だからである。では、こうした政策と、個人の自由との間で、理念的にどのように折り合いをつけることができるのだろうか。

いま政府がやろうとしているのは、子供をもちたくない人の自由に介入するのではなく、（とく

に経済的な理由や育児をする環境に対する不安などにより）子供をもちたくてももてない人、あるいは、もとうとしない人に対してサポートを行おうというものである。そこには、自由への侵害（強制の要素）ではなく、むしろ、子供をもつという選択をする自由を制約している状況を取り除いて、本当の意味での選択の自由を確保しようとしているのだ、という説明が可能であろう。

たしかに、個人にとって、子供をもつかどうかの選択の自由は、実際には制約を受けているのであろう。かつては、子供には、農家や商家の労働力としての期待、あるいは自分の老後の面倒をみてもらえるという期待があった。しかし、サラリーマン家庭が増え、また老後の面倒は、年金や介護保険などの社会保障に任せることができるようになると、子供をもつことのメリットが減り、むしろデメリットのほうが強く意識されるようになった。

たとえば、女性の社会進出とあいまって、女性が出産や育児で仕事を離れることの「機会コスト」が高まってきた。これを解決しようとすると、出産とともに「機会コスト」を解消するための政策が必要となろう。たとえば、出産や育児をしても、将来のキャリアまでも含めて不利益を被らないようにすること、あるいは出産は男性では代替できないが、育児は代替できるので、男性が育児休業をもっと取得しやすくなることといった解決策が考えられよう。ただ、これは、企業をもまきこんだ施策となるので、企業側の利益への配慮も必要となろう。ファミリー・フレンドリー施策を推進している企業を政府が表彰するというような穏やかな誘導政策は、企業側への強制の要素はな

いが、これだけでは少子化対策としての効果は弱いであろう。だからといって、補助金を用いる強力な誘導政策は、公費による負担という面で財政上の問題が出てこよう。国の財政を痛めずに行うとすると、ファミリー・フレンドリー施策が進んでいない企業にペナルティを課すということが考えられるが、そうなると今度は企業の利益と直接に抵触するので、そのような政策の法的正当性が問われることになろう。労働契約における信義則上の配慮義務、あるいは、企業の社会的責任(CSR)では、法的正当化根拠として弱いであろう。ファミリー・フレンドリー施策を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に協力的な企業は良い人材を集めて生産性を高めることができるかもしれないが、それは企業自身の選択にゆだねればよく、政府がそのような方向に「アメやムチ」を用いて誘導していくことは、統制色が強すぎてわかには賛成できない。

また、育児にお金がかかりすぎるということも多く言われる。とりわけ若い夫婦にとって、子供をもつことは、かなり贅沢なことになりつつある(むしろ将来は、子供をたくさん産んで、ベビーシッターを雇って育児をさせるというのが、セレブな生き方となるかもしれない)。

たしかに、子供を育てるのにいくらお金がかかるかという試算を見ると、びっくりするような額となっているが、公立の学校だけを卒業させ、とくにお稽古ごとなどをさせないとすると、それほどお金がかかるわけではないであろう。私立学校や塾に行かせたり、お稽古ごとをさせたりするだけの金銭的余裕をもてそうにないから子供をもたたくない個人が考えるのは自由であるし、その不安を解消するために公的資金をつぎこむと少子化対策としての効果は上がりそうであるが、そこまで国が面倒を見るのは行き過ぎではないかと思われる。

ところで、少子化対策については、以上とは全く異なる観点からの議論もできる。すなわち、子供をもつかどうかは、そもそも個人の自由ではないという議論である。2004年6月に政府が発表した少子化社会対策大綱を見ると、少子化の急速

な進行は、人口構造のゆがみをもたらし、①経済成長の鈍化、②税や社会保障における負担の増大、③地域社会の活力低下などの問題が将来にわたって生じる、とされている。とくに年金制度の財政面の対策は喫緊の課題であろう。したがって、少子化は国民がみんなで連帯して解決しなければならない問題であり、そのためには、政府が積極的に介入しなければならない、ということもできそうである。

たとえば、税金などの公費から、出産や育児をしている人たちに金銭的な助成をするという策があろう。あるいは、育児保険として、育児を社会保険制度に組み入れるということも考えられよう。これらの政策は、子供をもたない人にとっては、抛出だけさせられて、その助成を受けることができないという意味で、間接的なペナルティとなり、個人の自由は制約を受けることになる。問題は、こうした自由の制約が、どこまで法的に正当化できるかである。国民の間の連帯という抽象的な理念で十分であろうか。あるいは、社会保険制度の財政破綻の回避に貢献しないことへのペナルティということでよいか。そうすると不妊のために、産みたくても産めないカップルはどうなるのか。実際にも、現段階で、少子化対策のための増税や新たな社会保険料の徴収が、多くの国民の理解を得られるとは考えにくい。

子供をもつかどうか、あるいは、いかなる家族設計を立てるかは、法的には自由であるとしても、以前は、事実上、縛りを受けていた。それは、世間の目といった一種の共同体的な縛りである。社会的圧力といってもよい。「結婚適齢期」という言葉があったころは、いつまでも独身でいる男女は「結婚はまだか」と聞かれ、結婚して何年か経っても子供がいなければ「子供はまだか」と聞かれた。両親、親戚、近所の人、職場の上司や先輩、こういった自己の所属する共同体からの結婚・出産への事実上の「強制」があったのである。現在の若者は、こうした事実上の「強制」からも解き放たれ、多様な生き方の選択肢が与えられた。それ自体は良いことであるが、ただ、そのためにかえって、若者はどういう人生設計を立てよいか、

抛ってたつ規範がなく、戸惑っているということはないであろうか。かりにそうだとすると、これ以上、選択肢を増やすことは、ますます若者を惑わすことになりかねない。とはいえ、国家が、共同体的な規範に代わる、新たな規範（法律）を押しつけようすれば、それは過剰介入となろう。

その一方で、若者の間に、道徳的な規範が完全に消失してしまったというわけでもない。たとえば、最近の子供のかなりの部分は、いわゆる「できちゃった婚」で生まれているそうである。これは「順序が逆」という点で不道徳かもしれないが、子供が出来れば結婚し、子供を非嫡出子としないようにしている点では、なお法律婚重視の道徳が生きている（法的にも、法律婚主義は民法上の原則であり、そのため、最高裁大法廷判決は、非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は「法の下の平等」には違反せず、合憲と判断している）。実際、日本では非嫡出子は著しく少なく、まさにそれゆえ非嫡出子は社会的に差別を受けている可能性が高い。そのため、経済的な理由で結婚にまで踏み切れない若いカップルは、「できちゃった婚」さえできず、（非嫡出子となる）子供を断念せざるをえなくなる。その意味で、法律婚重視という道徳は、少子化の促進要因となっている可能性がある。欧州でも例外的に出生率の高いフランスでは、

非嫡出子の割合が日本よりかなり高い。非婚カップルの子、さらには不倫（重婚的）カップルの子がもっと社会に暖かく受け入れられるようになると、そのこと自体が少子化の改善のきっかけとなるかもしれない。ただ、これを政策として進めしていくことは容易でないし、かりに進めることができたとしても、それは、結局、政府が非婚や不倫を推奨するということになりかねず、婚姻秩序の崩壊という新たな別の（道徳的）問題を引き起こすおそれがある。

個人の愛は、法的には自由であるとはいえるが、実際には、共同体的拘束や道徳により制約を受けてきた。こうした制約は、ある面では少子化に抑制的であり、ある面では促進的であった。個人の愛は、どこまで自由であってよいのか。愛の結晶である子供のあり方も、この問題と密接にかかわっているように思える。しかし、これは政策で対応できることではない。むしろ、今求められるのは、少子化の進行は避けられないということを前提として、それに備えた政策を構想することなのかもしれない。

おおうち・しんや 神戸大学大学院法学研究科教授。最近の主な著作に『労働法実務講義 第二版』（日本法令、2005年）。労働法専攻。